

労働運動

労働組合公認期成講演會

一月十六日大阪中央公會堂に於て労働組合公認運動の爲其期成講演會が、友愛會大阪聯合會主催の下に午後六時から開かれた。同聯合會主任久留弘三氏の開會の辭に次ぎ住友伸銅所職工安本仁、川崎造船所職工灘重太郎、木村錠吉の三氏、實驗上より資本家の態度を難じ、次で賀川豊彦氏は『日本に於ける賃銀生活の不安』と題し、東京、大阪等に於ける収入賃銀を擧げ其生活の不安を告げ此不安を除去する爲に團結の必要を力説し、次に大阪朝日社員高原操氏は『労働問題の趨向』に就て、又大阪毎日新聞社員相島勘次郎氏は『知識階級に望む』と題し、更に今井嘉幸氏は『労働組合と普通選舉』と題して各自の意見を論述し。之に次で左の決議文を可決した。

我労働者は帝國産業の發達と文化の進歩に顧み労働者の相互扶助と自立自衛の必要上労働組合を要求す。

次で岡村司氏『國際労働黨』に就て講演し、十時半大

盛況裡に散會した。

神戸に於ける學生労働者聯合演說會

二月二日友愛會關西聯合支部にては神戸青年會館にて學生労働者聯合演說會を開催した。久留氏開會の辭に次で學生労働者交互に河上肇氏出題にかゝる『労働組合公認の必要』に就き所見を吐き合同紡績職工中村氏、同志者學生堀田康一氏、川崎造船所職工小林善次郎氏、同志社學生柴山一郎氏、川崎造船所職工水野政太郎氏、京都帝大學生藤井崇治氏、三菱造船所職工田邊一氏、京都帝大學生江村高行氏、船員北野勇吉氏、神戸高商學生宮崎力藏氏、友愛會海員支部長濱田國高氏、關西學院學生中村薫氏、川崎造船所職工灘重太郎氏種々の方面より労働組合公認の必要を説き最後に賀川豊彦氏の講演ありて閉會。當日來會せしもの千五百名の満員盛況にて中には數名の婦人もあつた。

友愛會神戸市尻池支部發會

式

二月九日友愛會は神戸市尻池支部發會式を兵庫實業補習學校に於て舉行した。石橋幹事の開會の辭に次で會員十數名の五分間演説あり、次で工藤壽男氏、賀川豊彦氏、高野岩三郎氏、北澤新次郎氏の講演あり、會員五百餘名を始め多數の聽衆詰め掛け滿員の盛況であつた。

友愛會の普通選舉運動演説會

二月十一日午後一時から友愛會大阪聯合會はは樂天地、淨正寺橋其他大阪市内の要所々々にて憲法發布に關する大道演説會を行つたが、更に同日午後六時より基督教青年會館にて憲法發布三十周年記念祝賀大講演會を開いた。勞働問題の徹底的解決、普通選舉の要求等に關して多數の講演あり、十一時頃散會した。

勞働組合問題及治安警察法

修正問題に關する川村警保

局長の談

二月十三日川村警保局長は東京朝日紙上に述べて曰く。『我國には勞働組合は之を禁止する法律がない故設立は自由である。英國のは始め禁止する法令があつたから千八百七十一年に勞働組合法を制定して從來の禁止を解いたので沿革上の意義を有つて居る。元來法令は或る事體の存在に對して適用さるべきもので事體を創造するものでない、それ故勞働者自身の自覺によりて組合が出来其努力によりて組合が發達して後、之に關する法令を見るに到るものである。又治安警察法第十七條は誘惑煽動を禁ずるが同盟罷業を禁じて居るのでないから平穩なる手段によりて團結の加入其他の行為をなすには何の障害にもならぬ。結局問題は同盟罷業の煽動誘惑を禁ずるや否やと云ふ事であるが、これは社會萬般の實況に察し事實の基礎に立ちて要否を決し時宜に適したる處置を施すべきである。又若し同條を改正して煽動誘惑を勝手なりとせんか過激思想煽動

の徒輩が自覺の足りない労働者を煽動して輕舉妄動せしめ却て労働者自身の幸福を害ふ結果になるかも知れぬ。要するに穩健なる労働組合の發達は全く労働者自身の自覺に俟つべきで労働法の制定又は治安警察法等に左程大なる關係あるものでない。』

京都友愛會支部主催普通選

舉期成労働者大會

二月十五日友愛會京都支部主催となり大阪神戸兩支部を合して京都市公會堂に尾崎行雄氏を迎へて普通選舉期成労働者大會を開いた。同日午前七時半同會員百五十餘名は會旗を翳して京都驛に尾崎氏を迎へ之れより途中行列をなして舊皇居前に到り萬歳を三唱し、更に轉じて會場たる岡崎公園の市公會堂に到り大會を開いた。此時既に會場は立錐の餘地なき迄人に埋つて居たが先づ古市春彦氏開會の旨を宣し、次で支部長高山義三氏座長席につき、鐵工親友會の杉本元次郎氏宣言及決議文を朗讀し、次で天皇陛下の萬歳を三唱し、之れより會員の五分間演説あり終つて尾崎氏壇上に現はれ普通選舉を高唱した。

宣言

吾人は普通選舉を要求す。吾人は現在の社會制度及經濟組織にして一切の不正を根絶せんことを窮極の理想と爲すが故に先づ其第一手段として普通選舉を要求す。吾人は國家法制の認めざる暴動陰謀等を絶對に排斥し専ら合法的立憲的手段によりて其目的を成就せんことを期するが故に總て不當なる法制の存續に反對し先づ其第一着手として普通選舉を要求す。吾人は今日選舉權を有せざる大多數の人々の爲に國家の政治が今一層有利に行使せらるゝことを以て我國民の健全なる發達の爲に缺くべからざる要件と信するが故に政治の目的及基礎を更に大に民主化するの先決條件として茲に先づ普通選舉を要求す。吾人は或一部の人々の生れながらにして當然議會に一議席を占めつゝある現制度の下に自己の爲に單に一票の選舉權を得んとすることの必ずしも過度の要求にあらざる事を知るが故に、吾人は又多數納稅者の議員選舉に於ても驚くべき罪惡の行はれつゝありて彼の普通選舉は政界を腐敗せしむべしと云へる議論の必ずしも見るに足らざるを觀るが故に敢て自ら斯くの如く普通選舉を要求す。吾人は要求せざれば與へられざるを知るが故に、吾人は又要求せずして與へられたる場合の吾人に取りて價値なきを知るが故に茲に自ら起つて敢て普通選舉を要求す。吾人は斯かる要求の爲に努力することは萬機公論に決すべしと宣ひし明治大帝陛下の宏謨を承け給へる今上皇帝陛下に對し奉り盡忠奉公の微志を致す所以なることを確信するが故に今後一切の障礙を排し茲に此目的の爲に奮進せんことを期す。

決議文

- 一、本大會は内閣總理大臣、貴衆兩議院議長、各政黨總裁及京都市府市選出貴衆兩院議員に本會大會の宣言を傳へ普通選舉實現の爲に盡力せられんことを要求す。
- 一、本大會は健全なる全國各普通選舉團體と聯絡し大會の目的を達せんことを期す。

一、本大會は本大會の決議及宣言の目的を達成する爲機宜の處置を友愛會長と聯合會とに一任す。

尙同日は前記大會に氣勢を添ふる爲、同志社大學の學生は、大學の自動車三臺に分乘して大道演說會を試み、途中にて労働者の行列と合して公會堂廣場に繰込み茲に更に大道演說を試みた。

神戸友愛會支部主催普通選

舉期成市民大會

二月十六日友愛會神戸支部にては神戸青年會館に尾崎氏を迎へて普通選舉期成市民大會を開催した。十一時半驛に同氏を迎へた會員其他有志は樂隊自動車を先頭に會場に繰込んだ。賀川豊彦氏の開會の辭に次ぎ左の如き決議文を朗讀し、次で各種職工の演說あり、最後に尾崎氏立つて立憲政府と普通選舉との關係に就て論及した。

宣言書

吾等労働者は選舉權を要求す。吾等は平時に於ては國を富まし戦時に於ては國を護り、吾等は耕し吾等は蒔き、吾等は人の爲に麵麴を粘り人の爲に織る。吾等が一票の選舉權を要求するに何の不思議がある。吾等は暴動と騷擾に反對す。吾等は本然の愛に基く立憲的手段により吾人の意志を表白せんとす。吾等は選舉權を要求す。吾等は生命を賭し危険を冒して人の爲に生産す、而して人は其消費者

労働運動

なるが故に投票權を有す、吾等は生産者として投票權を有す、吾等は生産者として投票權を要求する何の不思議がある。吾等は金力に依る選舉制度を排斥す。金力にて行はれたる選舉制度の悲惨を見よ、吾等は此金力にある文化の墮落を知るが故に筋肉と頭腦と正義に依る普通選舉を要求す。生産者は選舉權を要求せざるべからず。

決議

吾等労働者は現行選舉法中納稅資格撤廢を要求し以て普通選舉の實現を期す。

尙同日前記大會と共に一方關西大學生は自動車を驅つて湊川遊園地に到り大道講演會を開き長岡司會者以下十數氏は午後四時迄普通選舉速成の演說を續けた。

松本市と普通選舉運動

二月二十三日、松本市の有志舉つて普通選舉期成同盟會の準備會を開く事となつた。同市は既に明治三十年該運動を起し、三十二年には期成同盟を組織し、帝國議會に請願書を提出し、衆議院を通過せしめた歴史を有する故に云はゞ我國普通選舉運動の發地であると意氣の旺なるものがある。

煽動者を飽く迄罰する

三月四日、東京日日新聞の所報を見るに、救濟事業調査會の附帶決議たる治安警察法改廢問題の提案者は

委員高野岩三郎博士にして少數の差を以つて可決せられたといふ。右に就き同委員川村警保局長は左の如く語つてゐる。

「自分も大臣(床次内相)と同意見で、實際局に當つて見れば學説のみでは駄目だ。提案者側の説に依れば同盟罷業其ものは固より好からざるも、一種の病氣で其もの自身で癒したらよからう、之を誘惑煽動する者を處罰するのは不穩當である」と云ふが自分の考ふるには、若し罷業が病氣ならば之を誘惑したり煽動したりする事は、病氣を助長する事にはなるまいか、誘惑煽動者を處罰する事と労働組合の發達とは別問題である。労働組合の發達は労働者自身の自覺に依つて自ら期せらるゝのである、露國の過激派思想は誘惑煽動に依り盛んに米國に入り込んでゐて米政府も大變苦心してゐる。従つて之を助長せしむる誘惑煽動者を取締る法律がないとは實に不都合千萬で、世間では政府の労働者取締方が餘り酷だと非難する人があるが、試みに最近五ヶ年間の實例に觀るも同盟罷業の總數九百五十件(人員四十萬一千人)であるに其中誘惑煽動に依る檢舉數僅々七十九件(六百三十三人)で有罪決定百十一人に過ぎない。」

群馬縣普通選舉期成同盟會

發會式

三月六日、午後一時より前橋市堀川町青物市場にて群馬縣普通選舉期成同盟會發會式が開かれた。當日零時二十分、尾崎行雄氏、吉野作造、今井嘉幸兩博士の來着を迎ふる爲めに同市各労働者の團體員數百名、外

普通選舉期成同盟會と記せる四旗の大旗を押し立てて労働服の儘停車場に向ふた。尙當日の來會者は各階級を通じて約三千、左記決議文を滿場一致にて可決し、各要路に打電したる後演說會に入り非常の盛況を以つて會を閉じた。

決議文

吾等は普通選舉實現を期し、其目的を達する迄規律ある運動を繼續せんとす。

友愛會の治安警察法撤廢運動

友愛會東京本部にては三月十日、幹部總會を開き其決議に基き、三月十五日代議士今井嘉幸博士の手に依り衆議院に治安警察法第十七條撤廢の請願をした。當日迄に請願名簿に調印したる會員五千六十八名で決議及請願文次の如し。

決議

吾等労働者ハ労働組合ノ健全ナル發達ヲ阻害スル治安警察法第十七條主文「又ハ」以下ノ字句ノ削除ヲ要求ス。

請願文

生産の最も重要な基礎は労働に在り、労働無くんば資本山積するも企業家雲集するも終に國民經濟の繁榮を見る能はざるなり。而も斯の貴重なる社會的任務の遂行者たる吾人労働者は地位は如

何、吾等は常に貧困に苦しみ、失業の危険に脅かされ、世上景氣の趨く所に依りて浮沈す。自己勞力の結實たる物質文明の利益を享受する能はず、また精神文明の光明に浴する能はずして一生を無智の間に終る。斯くの如きは労働者自身の自覺乏しきに基く事勿論なりと雖も我國の法制が労働者の諸權利を認識する事の不完全なるに原因する事亦大なり。労働者は生産機械に非ずして均しく人間たり國民たり。労働者が自己の虐げられたる地位の改善を志し、人間たり國民たる生存を要求するは人類に向上の念慮と進歩の精神との滂礴する限り亦已を得ざるなり。然るに労働者の經濟的社會進歩に對し一大障壁を成すものあり。治安警察法第十七條即ち是也、同法同條は事實上労働者に對し同盟罷工の實行及團結の構成を體刑及罰金刑の威嚇を以て禁止するものなり。同盟罷工は労働者が萬策盡きたる後に行ふ正當防衛なり、團結は労働者が自己階級の利益を擁護せんが爲にする手段なり。若し苛酷慘虐の工場主ありて過廉の賃銀を以て長時間労働者を驅使し、工場設備如何に不衛生なるも毫も之を改善するの意思を有せざるが如き場合に於て労働者は同盟罷工に依らずして何を以て之に對抗するを得んや、また微力なる個々の労働者は團結を構成せずして何に依りて自己階級の利益を擁護するを得んや。團結又は同盟罷工を行ふに際し暴行脅迫を加ふるの不可なるは言を俟たずと雖も、治安警察法第十七條に掲ぐる所の誘惑煽動に至つては字義曖昧にして真正なる解釋を得る事難し、而も全部的統一的なる事を要件とする同盟罷工に於て多少の誘惑煽動は決して不法の性質を有せず。絶對に同盟罷工を行ふ能はず、團結を構成する能はずとせば労働者は依然として奴隸たり器械たるの地位を脱却する事能はず、治安警察法第十七條は實に資本家に偏重し労働者の精神及肉體を以つて縛するものと謂ふ可し。海外諸國にては夙に罷工及團結の構成が労働者の權利たり正當防衛たるを認識し之に關する法制完備せり、今や戰時好景氣の時代去りて労働者の經濟的地位漸く窮縮せんとす。然も近時労働者が自己の地位を覺醒せし事極めて著

労働運動

しく、自己階級の集團的勢力の上にて起たんとするの表徴歴然たるものあり。労働者に人間たり國民たる生存を確保し、其諸權利を認識せんとせば今にして先づ治安警察法第十七條主文中誘惑煽動に關する「又ハ」以下の字句を削除するに如かず、之將來の大なる社會的不安を除去し眞に合理的なる社會的平和を到來せしむるの所以たり。茲に謹みて本邦労働者階級の爲に之を代表して右撤廢を請願候也。

其他同様の宣言書を同時に發表した。又十五日正午より同會大阪聯合會は本問題に關する大演說會を中央公會堂に開いた。尙十六日神戸にて大示威運動の豫定なりしも、當局者との交渉成らずして中止となつた。

労働者啓發講演會

友愛會京都聯合會組織成るや、外部に對する宣傳に熱中するに至つた。三月十五日より労働者の住居地域を目標として前後五回、労働者啓發講演會を開催した。

第一回、三月十五日午後七時より上京區六盛俱樂部にて開かれ辯士は田崎信藏、加藤辰方(職工)、井上末次郎、坂井富三郎、佐々木隆太郎等各職工、佐藤丑次郎博士、古市春彦氏等であつた。

第二回、三月十六日午後七時より下京區貞教小學校にて開催せられ高山聯合會長、曄道博士、其他數氏の演說があつた。

第三回、三月二十二日午後七時下京區安寧小學校にて開催、高山會長、久留同盟會總務、堀田康一氏其他數氏交々演說した。

第四回、三月二十三日午後七時、下京區都文小學校に於て開かれた。

第五回、四月一日午後七時西陣成逸小學校にて開催せられ高山聯

合會長、東忠續氏、市村光惠博士等の演説があつた。

東京信友會の發展準備

築地印刷、秀英舎、博文館、三省堂、東洋印刷等を初め東京市内の主なる印刷所の歐文職工より成る信友會にては三月中旬、鞏固なる勞働組合を組織すべく、都下三萬の一般印刷工に飛檄し、工場法の改正、増給、時間短縮等の解決に努力せんとしつゝある折柄五月三日、秀英舎の職工原田某が賃銀値上要求の首謀者として解雇されたるを以つて其前後策並に示威運動演説會開催等に関して五月五日神田松本亭に會員を召集して會議し同時に賃金三割増要求を決議して各資本主に通知を發した。

友愛會城東聯合會講演會

三月十六日夜、東京龜戸町第一小學校にて開會、聽衆約一千名、辯士十八名。

友愛會支部聯合講演會

友愛會大塚第一、大塚第二、石岡、華川、各支部聯

合して三月十六日午前十時より木皿大正座に憲法發布卅年紀念を兼て大講演會を開催す、來會者一千名以上、午後四時閉會した。

勞働組合公認期成大講演會

福島縣湯本町惣善寺に於いて三月十七日、友愛會、磐城、長倉、白水各支部聯合にて勞働組合、公認期成の大講演會を催す、來衆五百餘、河井東藏、棚橋小虎兩本部員出張後援した。

友愛會大阪傳法支部發會式

三月十九日、西成郡傳法町永樂座にて開會、島村育人、賀川豐彦氏等の講演ありて盛會であつた。

友愛會武庫川支部發會式

三月二十九日、尼ヶ崎市外にて開會、塚本、小西、尾崎等の會員大いに論じ大阪より出張したる主事加藤氏の講演あり、來衆百六十餘名。

友愛會須磨支部創立

三月二十八日、須磨町東須磨一六ノ二淺田方に設立役員會を開いた。

立憲労働黨主催、福岡労働者會

三月二十三日午後六時半、福岡市中島町元舞鶴座にて福岡縣労働者大會を開き労働組合の設立、普通選挙の實行に就きて決議を爲し引續き演說會を開き、同黨總理山口正憲氏並に同黨員及び福岡市の有志數名出演した。

友愛會大阪第一支部二週年

紀念大會

三月三十日午後一時より支部總會を西野田高野山に開催し、當日午後六時より、天王寺公會堂にて紀念大講演會を開く、安本仁、加藤主事、其他數氏の演說を経て、賀川豊彦、松村辯護士、河野大毎記者等各々現代組織を痛罵した。

東京毎日新聞主催労働者演說大會

四月一日夜、神田青年會館に於いて東京毎日新聞社主催の労働者大演說會が開かれた。二十餘名の純粹の労働者は交々立つて熱辯を揮ふた。其後第二回を開いたが此會に加はつた辯士は以來色々な方面に所謂労働運動として活動した、日本労働組合、日本労働聯合會、交通労働組合、洋服工組合、自由労働者組合等の設立者主唱者などは主としてこれ等の人であつた。

友愛會北海道労働者大會

四月一日、札幌の錦座にて友愛會札幌支部主催にて開催、約一千の來會者あり、次の如き決議を爲して後、演說會に移る。

- 一、友愛會札幌支部は吾人労働者の崇高なる人格を涵養し、和親の友誼と向上觀念を喚起せん事を期す。
- 二、友愛會本部が爲せる労働組合の健全なる發達を期する爲め、治安警察法第十七條主文削除の請願に呼應す。

帝國労働協會總會の紛擾

帝國労働協會主催の關西労働者大會は四月三日午前十時より大阪中の島公會堂に開かれ、檀原神宮遙拜後報告に移る。間もなく一會員荻野半平と名乗つて立ち會員一千名と報告されたるも事實三十餘名に過ぎざる點や労働者の人格を認めず專斷の件多き點等を指摘するや會衆之れに和して紛擾せんとしたるを以て議長閉會を宣した。しかるに荻野氏等の労働者壇上に走り上つて各自反對説を唱へた結局、反對派より十名の委員を出して會長鈴木梅四郎氏と協議し會の組織を改むる事となる。後、佐藤丑、田中華、兩博士安部鈴木氏等の講演に移り、夜に入つて慰安演藝會を開いた。

上野公園に於ける普通選舉

演說會

四月十四日、上野公園兩太師前の廣場にて、普通選舉促進屋外大演說會を開く、主催者西岡氏の開會の辭、池田辯護士、小林勝民氏、黒須龍太郎氏等日の暮るゝ迄大勢の聽衆の拍手を浴び乍ら熱辯を振つた。

労働同盟會主催労働者大會

四月中旬成立したる労働同盟會は五月十五日より東京神田青年會館にて労働者大會を開き、會長黒瀬春吉氏(淺草の酒屋)議長席につき、黒須龍太郎氏、國家社會主義の代表者等の演說終つて愈々會議に入り、『鈴木友愛會長を日本労働者の代表と認めざるの件』の説明せんとするや、友愛會員等妨害を試み、議場混亂に陥る、其間に「直接行動を主張する」旨の決議文を讀上ぐる者あり、大杉榮、荒畑寒村等警察官等と衝突し乍らも一言二言大聲に演說せんと試みる等漸く、鎮靜に歸した。けれども、「徒弟廢止運動を起す件」「幼年工賃増給の要求」「最低賃銀制定を資本主に要求する件」等の當日の議題も仲々捗らず、其間にも日本女子大學出身の女工和田ムメオ氏が『女工の賃銀は衛生上特殊待遇要求の件』につき説明をし、かくて混亂の裡に散會した。

労働同盟會の労働會館設立

行惱み

友愛會の會館成立に先立つて五月早くも建築に着手すべしと報せられた労働同盟の會館は費用の點よりも

むしろ借地の點に於いて行惱みしと云ふ。

友愛會京都聯合會の活動

友愛會京都聯合會では聯合議會の議決に従つて、五月十四日より第二回啓發講演會を初めた。今回は貧乏退治大演說會の有志を以て先づ第一に伏見町青年會館で滿場を驚かし、十五日宇治縣神社事務所にて宇治電、陸軍火藥庫職工の爲に辯じ、五月二十四日、京都市内第三高等小學校に約八百の聽衆を集め、同月二十六日元祇園社にて約千以上の市營電車從業員を集め、團結の必要を説いて參百餘名の入會者を立處に得、二十九日丹波口恙雲寺に、六月二日大宮聖法寺に引續き講演を催し、六月十日後市電現業員の爲に數日連續して座談的に結束を求めた。斯の如くして、京都の勞働者の腦裡には『友愛會員』と云ふ目標を得たるものゝ如く、友禪職工團、金箔職工團、人力車組合、陶工等團體的に入會の申込を爲し、五月初旬迄約五百に過ぎざりし同會は六月十七日金箔工團への宣傳の結果千二百名を越え、日々活氣を呈しつゝ。從來は中央、鴨東、西陣の三支部なりしも懸て壬生、北野、大宮、宇治、伏見、

淀、金箔の七支部を増設するに至つた。

大阪鐵工組合設立紀念講演會

五月十八日夜七時半、大阪中之島中央公會堂に大阪鐵工組合設立紀念講演會が開かれ、參會者千餘名、汽車製造會社職工横田道好氏開會の辭を述べ、同社の柴田勇助、大阪製鐵會社の課長田中謙次郎、同社職工平井榮藏氏等交々講演を爲し、次で京大教授山本美越乃博士約一時間に亘つて純經濟的の組合を唱道して鐵工組合組織を賞讃して降壇、其他數氏の演說あつて十一時散會した。

社會政策協會の勞働演說會

五月廿四日より社會政策協會では北海道方面に勞働問題の宣傳演說を爲し居たが、其後職工組合の設立を企圖し、六月十五日東京市外王子劇場に大演說會を開催し杉原正夫氏等の講演があつた。

信友會の賃銀値上要求運動 と其副生的紛擾

印刷職工組合信友會は賃銀値上、人格向上問題に關する演說會を開かんとて五月二十五日午後六時豫て芝、彌生俱樂部を借りる約束になつてゐたので當日時刻に會員が續々集つて來た、然るに開會眞際になつて席を貸すを拒み、出張の警官入口を守りて一人をも入場させなかつたので、會員大いに憤慨して、警察の不當干涉を叫び仲々の騒ぎとなつた、會の委員等は愛宕署長に談判し、一同と協議の上神田松本亭に席を移す事となり、會旗を先頭に銀座通りを神田へ團結の歌を高唱し乍ら示威運動を行つた、夫れより議事に移り水沼辰雄(アドバタイザー職工)の報告、山下種一(築地活版工)高田公三(秀英舎)鈴木重次(三秀舎)野村幸太郎(三省堂)外數氏の賃銀値上要求、労働者團結等に關する演說があつて散會した。事の由來は當時東洋印刷會社の職工が四割増給の運動をしてゐたので其聲援の爲めに同社に近い前記の席を借る事としたのであつたが席主が拒絶したのであつた、散會後主催者側の水沼

鈴木兩氏は錦町署に召喚取調べを受けた、警視廳よりは警察が干涉した事實なし席主の一存に依りしものなる旨の言明があつた。

労働運動本部の公開狀

曩に東京神田青年會館で前後二回に亘り演說大會を催した労働階級有志は其後協議の結果『労働運動本部』なるものを設立し左記の公開狀を先づ床次内相、藤山商業會議所會頭、金子工業俱樂部會長に宛發送した。

(五月二十七日)

近年物價暴騰甚だしく最近更に産業界の凋落悲觀に伴ひ我等労働者の生活は刻々に脅威の裡に包圍せられつゝあり。我國現代の諸制度が獨り資本家又は特權階級のみ庇護するものならんには則ち止む正貨十五億の巨利を擁したるが故に國利の成蹟を擧げ得たりとならば即ち己む。資本家のみ鼓腹擊壤して庶民道途に餓を呼ぶが如き果しに國是の大本に副へるものなりや否や。更に云はん一旦緩急あらば義勇公に奉ずるもの、大部分は我等労働者の階級也。富者爲政治家の觀て以て恒産なく恒心なしと爲す我等の階級也。我等は果して民福の獨占の少數者を擁護せんが爲に其骨を削り其血を流すの義務ありや否や、我等労働者は生活多忙の裡に人となり學を修むるの暇なく智を磨くの機會なく頑愚にして事理に通ぜざるが故に教を先哲に乞はざれば首肯する能はざるの徒なり。是に於て敢て此書を閣下の座右に呈して疑義を質し適切の高教を仰がんと欲す。我等素より猥りに黨を起して無益の言動を試むることを本旨と爲す者に非ず、理に服すれば即刻解散せんのみ、希くば我等労働者の集會席上に於

いて閣下の抱懐せらるゝ所信を披瀝せられ、以て我等が最大の疑義を解き而して我等の據る所を指示せられん事を茲に謹んで一書を草し敢て閣下の御清鑑を待つ爾云。

本運動本部は東京毎日新聞を中心とせる各種労働者の團體にして會員數千名を有するといふ。

國民同盟會労働組合の労働

祭決議

五月卅日、東京神田青年會館にて國民同盟會の労働組合政談大演說會が催され、會費十錢を徴收したるも尙會衆千を超えた。野次猛烈にして、辯士の最後迄の辯舌を振ひしもの稀れであつた。職工、社會主義者等の飛入演說を爲すものあり、辯士にも、自由評論の記者あり、憲政會の小寺謙吉氏あり、其他眞鍋某草場某立石駒吉等あり、次の如き決議が怒罵聲裡に讀まれ混亂の内に十時過漸く散會した。

來る七月中を期し労働祭を舉行し全國労働者の慰安日となす、労働者は豫め雇主に其旨を通告し各地労働祭の盛大を期する爲に努力すべきものとす。

其主旨とする處に就いて立石駒吉氏曰く、

東京に於ける労働團體は多く社會主義者に率ゐられて居るが爲に徒に危険視され同時に其權威を認められない。吾人は此權威を實際

的に示さんが爲に労働祭を實行する。電燈事業に従事する者も汽車電車の運轉を司つてゐる者も此日を期して休む。

此夜瓦斯料金値上許可の場合は増収は同會社の労働者に配當すべき條件を附すべきものとすとの附帶決議をなした。尙前に同組合にては自動車をも以つて本所深川方面の労働者に遊説したのであつた。

信友會六月例會

六月六日、信友會は神田松本亭に例會を開く。出席者八十餘名。會務報告として機關紙『信友』を七月號より新聞紙法に依りて發行する事に變更し夫に要したる保證金として三百餘圓の會債を發行した件、其他工賃値上状態並に値上要求運動等に就いて協議した。

友愛會關西労働同盟會の労働問題討論會

六月八日神戸青年會館に於て關西労働同盟會主催の下に労働問題討論會が開かれた。議長に今井嘉幸氏を推し、高山氏村島氏賀川氏、加藤氏等幹旋に努め、幹事以下討論辯士總て労働者にて二百三十一名の議員は

左の議題に就て論議を盡した。

- (一)労働運動は經濟動運に止るべきや、政治運動に迄干渉すべきや
- (二)労働保険は組合組織に依るべきか、政府によるべきか。
- (三)八時間労働制をなすべきか。
- (四)労働組合法の必要ありや。
- (五)普通選挙は年齢別によるべきや、世帯別に依るべきや。
- (六)住宅問題を組合の問題となすべきか、市の問題となすべきか。
- (七)最低賃銀制を採るべきか。
- (八)強制仲裁の可否。

労働同盟會の勞資會議所

六月上旬労働同盟會では『勞資會議所』を設立して左の三要點で労働爭議を未然に防止する爲の計畫を立てた。

- (一)労働者の自覺に因つて其境遇の改善と地位の向上を計る事(二)資本家の自覺を促してその非社會的行爲を糾弾し労働者の正常なる要求を貫徹せしむる事は危険なる革命的階級戦を防止する唯一手段なる事(三)労働者の地位の向上の生活上の階級的差別の緩和と資本労働の調和を來す効果ある事。

黒瀬會長は警視廳と種々交渉を重ねたが警視廳よりは主意は賛成なるも官廳として公然參加し得ない旨の解答を得て行惱みつゝあつたと云ふ。

労働同盟會幹事會女子を會長に推す

六月十一日夜労働同盟會幹事會では和田ウメノ女史を會長とする事に決定した。其理由は労働會館設立速成の爲と國際労働會議の事務進行の爲と黒瀬會長が警察及資本家側の感情を害してゐるのを緩和する爲等であるらしかつた。

日本労働聯合會の電車従業員への宣傳

六月中旬日本労働聯合會は會員既に一千名を超えたるが引續き東京市電氣局長、工務課長、運輸課長等の賛助を得て東京市内七千の車掌運轉手に宣傳を行ふ爲、實行委員十數名日々車庫、出張所等を訪問したといふ。

労働組合本部の演說會

六月十四日労働組合本部では大阪中島公會堂で演說會を開き、立石駒吉氏外六人の政談演說あり、次の決

議案を朗讀した。

七月二十五日全國労働者の労働運動紀念として労働祭を舉行し、當日は全國労働者凡て休業し慰安日となす。

六月二十日午後六時より天王寺公會堂にて再び開催し入場料十錢を徴收した。

労働運動本部の市内宣傳

労働運動本部團員は労働者の人格向上生、活安定の二大旗幟を樹て、六月十五日午前より東京市内に宣傳を試みる可く準備し、當日は朝八時より『労働運動本部』と染抜いた肩章を付け數萬枚の宣傳書を全市十五區の要所に出張撒布して大いに氣勢を擧げた。

日本労働協會労働協議會

京都に本部を有する日本労働協會は労働協議會を六月十六日京都岡崎公會堂にて開催したが京都友愛會員大舉入場して甚だしく妨害を試み、午前九時開會後約一時間にして閉會するの止むなきに立至らしめた。

労働組合本部の演說會

六月十八日午後一時、京都岡崎公會堂にて開會、開

會に先立つて市内を自働車に分乘し、廣告を撒布して氣勢を添へた。會員約五百に過ぎず。當日團體入場したる京都友愛會員等大いに野次を飛ばし、結局閉會に際して、彼等壇上に躍り上つて友愛會萬歳を絶叫して蛇尾に終らしめた。

友愛會組織改正の協議

友愛會關西同盟にては六月二十一日夜西野田大阪聯合會本部に理事會を開催し、本年九州に開かる可き大會を大阪に変更の件を交渉する事を決議した。尙其大會に關西同盟會より提案すべき諸件を協議した。

(一)全國に渉つて聯盟組織を採用する事。(二)プラットフォームを新に定むる事。(三)確乎たる宣言を發する事(四)労働者より大多數の理事を選出し、理事組織に改め會長專斷或は野心家陸梁の憂を將來に渉つて防壓する件。等

新聞整版職工の相談會

六月廿五日夜、過般組織された整版職工組合は京橋區具足町の櫻川俱樂部に各社の職工長一名宛幹事十名に對し、一名宛を招待し生活の相互確保、利害の一致行動に就いて討論したが原案可決となるや職長側は

『従業員の利害に對し一致行動を採る事』の一項の訂正を求め結局『凡ての行動一致を計る事』と修正して散會した其宣言の一部には次の如き言があつた。

我等は社會人として享有すべき平等なる社會的權利と勞働に對する正當なる報酬を享有すべき事を主張す。

名古屋市平和祝賀會と勞働

運動

七月一日名古屋市鶴舞公園平和祝賀會々場に於て、同市荷馬車輓須永某は勞働問題に關して滔々と熱辯を振ひ多數の群集を熱狂せしめた。縣警察部を始め市内の警察は時節柄容易ならぬ不穩の行動なりと認め直ちに此青年の行方を搜索した。此青年は別に過激思想を以つて居るではないが常に遊説を好み七年夏米騒動勃發當時も各所に演説を試みたと云ふ。

治安警察法第十七條の運用

問題

七月八日報知新聞は治安警察法第十七條の運用問題

に就て内務省側の意向として左の如き記事を載せて居る。

政府は一工場に於て勞働組合を組織する爲其工場の職工が友僚を懲通糾合し、又は同盟罷工を發起するが如き場合には之に對して第十七條の『誘惑煽動』云々の條文を適用せざる方針なるも工場外の者が同様の行爲を爲す場合には誘惑煽動の條項に當符めて處分すべし即ち其意は一工場内の問題は其工場所屬の職工をして勝手に解決せしむべきもので、智識階級其他第三者の之に容喙し干與することを嚴禁して居るのである。

革進會の活動と其崩解

六月二十日、創立總會を開いた東京各新聞製版部職工の組織したる勞働團體革進會は七月中旬會長に横山勝太郎氏、顧問に加藤勘十氏就任し、賃銀其他勞働條件改善要求の氣運俄に燃えて甚だしく争闘的且急進的氣分に充ちて來た。七月中旬頃には市内に早くも全市新聞職工の盟休近しとの風説が高まつた。博文館印刷職工の大罷業に次いで愈々事實となつて現れ、遂に本年に於ける一つのレコードたる市内十六大新聞の休刊事件を生むに至つた。然れども一旦戰鬪を開始するや會員の訓練尙日淺く、且指導者其宜しきを得なかつた爲めに脆くも無條件降伏を餘儀なくせられ資本主組合

の巨手に破壊されたのである。とは云へ、其最後に當つて尙會の爲めに一味の氣を吐きたる硬骨の闘士も慙くなかつた。一日夜半に於ける無條件降伏の決議に反對して不幸破れたる約三百に近き硬派は二日朝一所に會合して長文の飛檄を草して、芝統一教會に更に結束を固めんとした。然れども、同志は漸次軟化して復歸する者續出し終に意を果さずして四日午後に至る迄死守し力盡きて幕を閉ぢた。勿論幾多の犠牲者も出た檄文は次の如きものであつた。

我等同志が先きに革進會を組織して其協議の結果各社別々に賃銀の増額と時間の短縮を希望するや容易に各社の容るゝ處とならざりし爲め遂に同盟休業の態度に出で社會の木鐸なる帝都の新聞紙を暫くなりとも休刊せしむるに至りたるは洵に己むを得ざるの事情に出でたりとは云へ天下の人々に對して衷心我等の苦痛に堪えざる處也然るに我等は昨一日に至つて深く自ら省みる處ありたる結果極めて柔順なる態度に出で横山會長並に加藤顧問に全然無條件にて一切の權限を一任し以て各新聞社幹部との交渉を乞ひ、以つて片時も早く事件の落着を見んとしたりしに、新聞社幹部の之に對する態度は辛辣を極め遂に我等をして再起の止むなきに至らしめたり、即ち各新聞社の岡總監を通じて提出したる條件は要するに

一、各新聞社は既に解雇の形式をとりある職工に對し、各社個々別々に改めて一人々々の入社希望を受理し其内不都合と認むるものは誠首する事、
二、賃銀は各社に於いて隨意に適當と認むる程度の増額を爲す事、
の二條件にして之を一言にして云へば各新聞社幹部は我等革進會

労働運動

の要求に對しては全然無條件降伏を強ひると共に更に其幹部を誠首せんとしつゝ在なり。我等は固より新聞休刊の天下に對する責任輕からざるを思ふの點に於いて敢て人後に落ちざるものなりと雖も、抑も全要求が極絶されたる上に更に幹部の誠首すら伴ふに至りては之れ最早單なる我等對新聞社の問題に非ず實に我國労働問題の消長に關する重大事なりと認めざる能はざる也。何となれば若し我等は今日に於て右の如き實例を示さんか將來誰か率先以つて労働者の地位改善の爲めに努力するものあらんや、即ち率先努力するものは必ず誠首せらるゝの實例を示す事は今日漸く自覺せんとしつゝ在る我労働者の出鼻を挫く事甚だしきものあるを知らざる可らず。思ふて茲に至れば我等は新聞紙を休刊せしむる罪の大なるを知らざるに非ず、亦敢て率先者が自ら犠牲となるを辭するものに非ずと雖も、我等は更に全國の我労働者に對して責任の輕からざるを思へば我等は茲に再び熱涙を呑んで起ち全國労働者の權力伸張の爲めに戦ひを宣せざるを得ざる也。滿天下の諸君希くば我等の苦衷を諒せられて盛に聲援を與へられむ事を。

全國同業者諸君に告ぐ

更に我等は全國同業者諸君に向つて特別の聲援を乞はんと欲する者也之れ結束すれば以て力を得、然らずんば到底資本主に勝つ能はざるは我等の現状也。而して我等は今や將に労働者の權力消長の岐路に立つ、諸君として若し今日我等に聲援を與へらるゝあらんか其影響の及ぶ處必ずしも我等の幸のみにも非ざるを信するが故に我等は茲に特別の聲援を諸君に、乞はざるを得ざる也（八年八月二日革進會有志）

東京瓦斯會社職工の大會檄

文

東京瓦斯株式會社の職工は物價騰貴の際既に支給さ

れた五割の増給を二割に減額されたのを憤慨し七月十三日比谷に職工大會を開く旨の檄文を撒布した。それにつき官憲は嚴重な警戒を加へたので當日は三十人程集つたが結局少數で流會になつた。

大阪普通選舉期成會の幹事會

七月十五日、普通選舉期成會は中之島公會堂に幹事會を開いて次の申合せを爲した。

本會の有志は來る可き市會補缺選舉及府會議員總選舉其他選舉の機會ある毎に同主義の候補者を援助し普通選舉主義の宣傳に努むべし

東京労働聯合會發會式

七月十五日午後五時より東京市内の木工、塗工、電氣機械工等からなる労働聯合會は其發會式を神田青年會館に舉げた。新井京太氏發起人を代表して『一切の階級的争闘を避け資本と労働との協調に依り生活の改善に努力す』との決議案を朗讀し。田尻市長、大江卓氏の賛成演説、大隈侯、大木伯、澁澤男、大岡議長等の祝辭ありて後、労働者各自の五分間演説に入り、市電運轉手電工其他労働者の演説あつて最後に政府と雇主に

對して個人の團結權を認めしむる件及び消費組合、低利質屋設置の件外數件を提出して會衆の賛同を求めた此時大杉某氏は異議ありとて聯合會の意見に反對の氣勢を舉げたので會場亂れ遂に官憲の干涉を受ける様になつた。

友愛會の鈴木文治氏歸朝す

國際労働大會に出席したる友愛會長鈴木文治氏は春洋丸にて七月十七日桑港より横濱に入港して某新聞記者への談中注意すべきは

『只遺憾なるは日本が此労働會議に對し全く準備を缺きたる事にして我講和委員等の頑冥なるは云ふ迄もなく、日本政府から發する訓令も極めて保守的なる時代遅れのものにて爲に聯合各國の感情を甚だしく損じたのは勿論人種問題の失敗も茲に原因するのである。自分は當初友愛會を代表して萬國労働大會に出席の積りであつたが一月二十八日紐育に着したる時萬國労働大會と多少性質を異にしたる國際労働大會となつた。之には二種の意味があると思ふ。一つは平和會議に關係なく労働者のみの會議を全く獨立に開かれては各國の障害となる事が尠くないから労働者會議を抑制し緩和する意味よりしてロイド・ジョーシ氏が發案したものであらう。第二は今回の戦勝が労働者に待つ事大なるを以て重要視するの意味よりなるべし。』

鈴木文治氏東京着と友愛會員の示威運動

七月十七日夜、前日歐洲より歸來した友愛會長鈴木文治氏は東京驛に着し、約三千の會員労働者の出迎を受け、鈴木氏を先頭に隊伍を整へて示威運動を試み、三田友愛會本部に至る。鈴木氏は玄關より演説をなして會員を激勵し『我々は世界各國の労働團體より試験を受けてゐると云はねばならぬ』と結び萬歳裡に散會した。

政府と社會運動記事

七月二十日附を以つて政府は各新聞社に次の如き通告を發した。

- 一、給料増加食料値下等の團體的行動の事實に關しては特に其記述を平靜にし附和雷同の者を生ぜしめざる様考慮されたし。
- 一、同上の運動又は協議其他不穩の狀況に關するものはその眞否を確め流言風説偽電等に亘る記述は之を避け事實に關しては當局に於いても努めて迅速に各地の情報を蒐集すべきを以て適當の連絡を圖られん事を望む、
- 一、同一の目的を以てする會合又は宣傳に關する檄文投書張札等の内容は之を記載せられざらん事を、

鈴木友愛會長協調會に参加

するを拒む

労働運動

七月二十二日協調會發起人に加へられんとした鈴木友愛會長は協調會の趣意組織に反對の旨を發表し澁澤男に對して六ヶ條の反對意見を提出し反省を求めた。

東京印刷工信友會の値上要

求決議

七月二十七日夜、東京市内六十五の印刷所職工の大半を有する信友會にては神田松本亭に臨時幹事會を開いた、參會者二百餘名。

日給三割以上値上、夜業二時間以上の時は倍増、食事後一時間休憩、日曜日一般公休には半額支給
等を決議し數名の實行委員を選び二十八日より運動を開始し、其結果其他經過は八月二日再び松本亭に集合全印刷工に對して報告する事となる。

日本労働組合懇談會

七月二十七日午後三時、東京芝公園増上寺前に本部を有する日本労働組合では精養軒に田尻市長、松方五郎、濱口雄幸、澁澤男等三百餘名を招待して意見の交換を爲す旨發表されてゐたが、主として工場主等が集つたのみで政治家及一般實業家などは避けた。然し相

當に盛會にして女局員などの演説あつて散會した。篠澤工場主は同會に一萬圓を寄附したと云はれてゐる。

鈴木友愛會長の關西宣傳

八月一日鈴木友愛會長は午後六時大阪驛着、直ちに會員に迎へられて中央公會堂迄示威行列を風雨を冒して試み公會堂にて國際労働會議經過報告を二千餘人の聽衆に向つて雄辯を以つて語つた。二日夜は懇談會を同所に催し、歐米の労働状態を講演し、三日は神戸、四日は京都に報告演說會を開いた。

東京印刷工信友會の同情的 大會不許可

八月三日午後一時、東京市活版工の組織する信友會は日比谷公園に大會を開いて、新聞社の活版工の盟休に同情的聲援を與へんとし、日比谷署へ郵書で届出た、同署では不許可を申渡すと共に非番巡查を召集して警備をした。

日本労働聯合會第二回大會

八月九日午後六時より日本労働聯合會では第二回大會を東京神田青年會館に開き左の議案を可決した。

- 一、政府及雇主に對して労働者の團結權を認めしむるの件、
- 二、本會は主義綱領に反せざる他の労働團體と協力的態度を執るの件、
- 三、消費組合及低利質屋設置方の件、

京都友愛會支部の大動搖

友愛會京都聯合會は二月來盛運に向ひ會員千五百に達し年内には二千五百に増員すべく着々運動中であつたが、會々八月初め鴨東支部の名に於いて鈴木會長高山聯合會長自ら陣頭に立つて奥村電機商會との間に争端を開いたが八月十二日不幸にして失敗に歸した。之が動機となつて京都聯合會は全滅に近い動搖を惹起した、先づ労働爭議の結果並に會長等最高幹部の採つた態度に憤慨し或は不満を感じた。人々は直ちに脱會を宣し鴨東支部員も又憤慨して退會する者が續出した。壬生支部、箔友支部、宇治支部は全滅し、大宮西陣も動搖した。其後鴨東支部中にも會の衰退を見兼ね、且は會社の壓迫に耐え兼ねて大阪に移住する會員が殖るたりして著しく減少した。然し高山氏東氏等は最後の壘を

死守し熱心に挽回を講じたので、吉祥院に新支部を得十二月末會員數約三百名、五支部を有する迄となつた

名古屋友愛會支部の動搖

八月十六日友愛會名古屋支部約三百五十名の會員は友愛會京都聯合會の奥村電機ストライキに於ける失敗に憤慨して可なりの動搖をしたが大した事もなく濟んだ、同支部長大崎某は豊田式織機會社の工場長代理であつて、支部會員の殆ど全部も亦同社職工であつたので純然たる労働組合としての發展がどうも出來難い地位にあつた。現に九月初めの友愛會七週年大會にも同支部代表者の出席を工場監督者の地位よりして拒んだ位であつた。然るに同大會の結果友愛會の内部は豫想外の改革が實行されて同氏等は一種の不安な心持を懷くに至つた。加之労働代表榊本反對に對する友愛會の態度を新聞のみより見てゐた同支部員は餘りに好まなかつた、又會員中にも平ならず思ふものも出來た。折柄國粹會系統の人々が支部員に接近劃策したりなどし、爲に支部長の獨斷を以て支部解散を發表するに至つた。其後十月末他の職工數十名が中心となつて新に

友愛會金城支部を設立し、名古屋新聞後援にて高山義三、加藤滋氏等辯士として發會式を舉行した。玆に端なくも一般會員は支部解散の事を知つて従前の會員の大半は前支部員の暴をなじりつゝ、新團體と同合して新しき名古屋支部を組織した。大崎前支部長は更に新しき労働團體を作つて之に對抗せんと計畫した。

友愛會労働問題時局講演會

八月十六日午後六時より東京神田青年會館に友愛會主催の労働問題時局大講演會を開いた。會衆二千餘名法學士棚橋小虎氏や三四の職工連の演説があり、紡績工の齋藤氏『鈴木氏を國際労働會議に選出せよ』と叫んだので鈴木君は労働者でないぞと叫ぶ者あり『鈴木何者か』と怒號する者あり一座擾れたが間もなく静まり法學士麻生久氏、北澤新次郎教授や高野岩三郎博士、吉野作造博士等の講演があつて十時半過散會した。

鈴木文治氏の立會演説要求

八月二十日頃、日本労働組合、日本労働聯合會、信友會等在東京労働各團體は京都に東西労働者大會を催す

事となり、其際、鈴木友愛會長が京都奥村電機商會のストライキに取つた態度に對し鈴木氏の責任を問ふ目的で立會演説を求めた。

労働團體の切崩し運動

八月二十一日、報知新聞所載に據れば、東京に於いては友愛會に對抗して群小労働團體を一九とする運動が行はれてゐる。然かも其多くが其筋の旨を受くる者、資本家の手先を承る者、或は野望に生きる者等であるは云ふ迄もない。かくて相互に争ふ事に依り、又相互に連盟する事に依りて労働團體の切崩し運動は形成されつゝ在るのであると。

友愛會の動搖に就いて鈴木

氏辯ず

八月二十一日、國民新聞が紹介したる奥村商會ストライキ事件及夫に伴ひて起りし友愛會一部動搖に就いて鈴木文治氏の辯明は大要は次の如くであつた。

『是迄の報道は凡て虚構である、友愛會の基礎は斷じて動搖しない奥村事件の結著は事實上友愛會を認め、増給の代りに一萬圓を醸出

したので職工は安心して就業して今日に至つたのだ。然るに京都聯合會の主事下山が少壯新理事高山の處置に不満を抱き中途脱會し、引續き下山と個人關係ある金箔職工團の箔友支部電車従業員の壬生支部が俱に脱退したのに起因してゐる。下山は更に種々の好策を廻らし本會を中傷したが結局京都各支部中動搖したのは前記二部に過ぎない。最近京都鴨東支部からの通信に依るも會に何等の變動のなればかりか益々隆盛を極めてゐる事は明かである。大阪、神戸の支部は如何なる力を以つてしても絶對動かぬ事を信じてゐる、名古屋支部のも事實でない。只此機に乗じて御用黨若くは資本家が徒らに本會に悪聲を浴せんとする嫉みの報道である。云々』

友愛會關西労働同盟會の友

愛會組織變更運動

八月二十四日、友愛會關西労働同盟會の理事會開かれ友愛會組織變更に就て左の件が決議された。

- 一、會名を大日本労働總同盟友愛會と變更する事、
 - 一、本會の制度を自治體とし、會長のみならず理事も同時に大會に於て選舉する件、
 - 一、本部は理事制度となし、支部は職業別により各組合を作り之を單位として聯合會を形造る事、
 - 一、從來二十錢なりし會費を五十錢となす事、但し特殊の状態にある支部にありては増減する事、
 - 一、婦人労働組合を別に設立する事、
 - 一、普通選舉、八時間労働問題等に關し運動をなす際の豫備行爲として別に政綱及び宣言を作る事、
- 附議、全國大會へ出席す可き關西方面の代表員は大阪十名、神戸十五名、京都五名、計三十名とす。

友愛會京都聯合會臨時大會

八月二十五日、友愛會京都聯合會にては過日奥村電機對職工の勞働爭議に關する失敗に鑑み、更に同會の結束を固ふる爲臨時大會を開いた。出席者百餘名で高山會長の辭任を承諾し、次で選舉の結果後任に奥村電機會社の職工三宅幸太郎氏當選し、飽迄勞働者本位の色彩を發揮する事とした。

京都に於ける東西勞働大會

八月二十六日、日本勞働組合主催の下に京都に於て友愛會に對して東西勞働者大會を開いた。日本勞働組合の井上倭太郎氏等を中心としてゐた。當日元友愛會京都聯合會に屬した富永禎三氏等も之に加はつた。

友愛會の七週年大會

友愛會七週年大會は七年八幡に開催の豫定であつたが時局重大との意より東京に開かれる事となつて、八月三十一日先づ代議員歡迎會を以つて幕は開かれた。午後協議會に移り會長より議案の説明があつた。

一、會名變更の件、二、會則修正の件、三、支部本部組織變更の件、四、會費値上げの件、五、顧問の廢止評議員大改正の件、六、機關雜誌制度改革の件、七、宣言及政綱發表の件、八、國際勞働大會に對するの件、

夫より各種委員を選任し、代議員資格審査委員は直ちに信任狀審査を行つた結果百四十三名の代議員が皆完全に資格を有する事を確め松岡主事の過去一ケ年の會務報告あり、更に會計報告ありて後、議案討議に入つて會名を『大日本勞働總同盟友愛會』とし組織を改め、本部内の事務上の變更と支部を地方別より職業別と改むるの原案を可決し、議事を打ち切りて九段富士見軒に歡迎懇親會を催した。堺枯川、生田長江氏も加はつてテーブルスピーチを賑はした。八月三十一日本部裏宗光寺に協議會第二日を開き、本部會費を一人に就き十五錢とする事、其他を可決し、次いで賀川豊彦三木次郎其他の代議員より次の建議案が提出されて可決した

一、支部の勞働爭議を他の支部が應援した爲めに檢舉せられたるもの、解放を政府に要求して全國的組合を妨げんとする政府の眞意を訊すの件其他、

午後席を換へて雜誌を會報とし別に雜誌を發行する事關西勞働同盟會承認の件等を可決し、次いで各聯合會より提出された次の如き

婦人部獨立の件(關西労働同盟提案)
 婦人機關雜誌改良の件(江東聯合會及千住支部)
 腦力労働者の入會を許す件(神戸聯合會)
 他の労働團體と提携する事(神戸聯合會)
 財産規定變更の件(關西労働同盟)

議案を審議し、婦人部及財産規定に關する部分を除いて大體承認した。

九月一日本部にて開會、劈頭婦人部に關する委員會案を否決し、次いで再各支部提案の議案を大體に於いて可決した。

會館建設の件(江東聯合會)
 嶺山部を設くる事(多賀磐城日立各聯合會)
 滿洲に出張所を設置の件(沙河口支部)
 九州出張所設置の件(八幡後藤寺各支部)
 海員部改正の件(海員部)

其他國際労働會議に代表者選出に關しては政府の意思如何に拘らず一名以上を派遣する事を可決し、會則改正に關しては合議制理事組織とし夫より會長選舉を行つて滿場一致、鈴木文治氏再任となる。而して大會終了後大講演會に移つた。此大會に於いて發したる宣言並に主張は次の如くである。

宣言

人間はその本然に於て自由である。故に我等労働者は如斯宣言す。労働者は人格である。彼はたゞ賃銀相場によつて賣買せしむる可き

ものでは無い彼はまた組合の自由を獲得せねばならぬ、資本が集中せられて、労働力を掠奪し凡ての人間性を物質化せんとする時に、労働者は、その團結力を以て社會秩序の支持はたゞ黄金にあるのでは無く、それは全く生産者の人間性に待つものであることを資本家に教へねばならぬ。

特に機械文化が謬れる方向に、我等を導き去つて以來、資本主義の害毒は世界を浸潤し、生産過剰と恐慌は交々至る。生産者は其工場より追はれ、然らざるも、彼は一個の機械の附屬品として、その生理的補給を繋ぎ得る程度の賃銀に甘んぜねばならぬこととなつた。故に我等生産者は如斯宣言す。我等は決して機械で無いと。我等は個性の發達と社會の人格化の爲めに、生産者が完全に教養を受け得る、社會組織と生活の安定と自己の境遇に對する支配權を要求す。顧みて、わが日本の産業界を見るに、女工は紡績會社にうめき、幼年工は勤勞の長きに疲れ、地の底より女坑夫の叫び立ち上る。嗚呼今は解放の時である。又労働者の死亡率を増加し、その生活の不安の爲めに嬰兒の死亡と、死産流産は著しく増加し、労働者の顔に死の蔭のさゝぬ時が無い。物價は騰貴し、罷工は相繼ぎ組合の自由は認められず、労働者は全く自由民としての權利を否定せられてゐる。今は日本の生産者の嘆きの時である。

世界は産れ變る。そして日本をのみ残して前へ前へと進む。故に我等日本の生産者は世界に向つて如斯宣言す。日本の労働者も國際聯盟とその労働規約の精神に生き、地球が凡て、平和と自由と平等の支配する所で有る爲めには、我等も殉教的奮闘を辭するものではないと。

主張

一、労働非商品の原則、二、労働組合の自由、三、幼年労働の廢止(十四歳未満四)、最低賃銀制度の確立、五、同質労働に對する男女平等賃銀制の確立、六、日曜日休日(一週一日の休養)七、八時間労働一週四十八時間制度、八、夜業廢止、九、婦人労働監督官を設くる

事、十、労働保険法の發布、十一、争議仲裁法の發布、十二、失業防止、十三、内外労働者の同一待遇、十四、労働者住宅を公營にて改良を計る事、十五、労働賠償制度確立、十六、内職労働の改善、十七、契約労働の廢止、十八、普通選挙、十九、治安警察法の改正、二十、教育制度の民本化、(以上)

東京に於ける大日本労働聯盟

九月九日東京に於て全國労働團體からなる大日本労働聯盟會の發會式が日本橋區相互俱樂部で開かれ、立憲労働黨、労働者保護會、日本労働同盟會、日本洋服工組合、東京紡織工組合、新人セルロイド職工組合、自由労働者組合等の幹部の人々集り聯盟組織について協議したが、七日南千住で第一回大會を開き、左の事項を決議した、

- 一、日本労働者は労働團體聯盟の機關として大日本労働聯盟を組織したる事を國際労働會議準備委員會及び各國労働團體に通告す。
- 二、日本労働者は國際労働會議へ列席の労働者側代表委員として大日本労働聯盟より公選したる代表者を最適任者と認む。
- 三、日本労働者は國際労働聯盟加入の基礎條件として移民の人種差別待遇の撤廢を要求す。

友愛會と社會主義者及著作家組合

労働運動

九月十七日の中外日報に依れば、著作家組合から友愛會へ入會の交渉の在つた事を探知した警察側は大いに驚いて取締を嚴にするべき旨を會に通じたとか。又堺氏等が大會に好意を持つて連日出席した爲めに、社會主義者との提携成るとの説も立つに至つた。事實は時を待つて判するの外ない。

吳海軍工廠職工の労働大會

九月二十二日吳海軍工廠職工は労働大會を開き、國際労働會議に出席すべき我國の労働者側の代表委員選定に關して筋肉労働者側が無視せられたるを憤慨して二十餘名の職工が交々演壇に熱辯を振つた。

友愛會大阪聯合會大阪鐵工組合に合併を勧誘す

九月二十二日夜、友愛會大阪聯合會は三野、西尾氏を代表委員として非公式に大阪鐵工組合に對し、友愛會に合併せん事を勧誘して、若し聽かざれば友愛會は鐵工組合に對し大々的に挑戦する旨を附加した。然るに當夜、鐵工組合側は阪本氏一人であつたが、大體に

於いて敢て論戦しなかつたが、只九月二十日夜天王寺公會堂に於ける關西労働者大會に西尾、三野兩氏が鐵工組合に對して爲した非難を取消すならば歩調を整へて活動する旨答へたので、友愛會側は該非難の事實即ち鐵工組合が資本家を背景とし、資本家の一二者の指揮の下に活動する事、並に今回の労働代表者選出協議會に於ける堂前、阪本氏の可成り表裏ある行動に就いては會として取消し又は謝罪する事は絶対に不可能なる旨を述べて談判を打ち切つた。かくて、漸く行く可き道を正視し、固むべき臍を固めんとする友愛會と、大々の發展を策しつゝあり、新興の氣分に充ち俄に名聲を高めた大阪鐵工組合とは相抗争するに至つた。

横濱の海員大會

九月二十二日午後六時横濱市松影町の友愛會海員本部に、労働代表選舉委員に海員が除外されたる件に關して友愛會海員本部濱田國太郎外四氏が農商務省に四條局長を訪問して除外理由を質した結果を報告し、海員よりも顧問を出すべき事を主張し日本海事學會理事中村利勝氏は海員除外の不公正を論じ、海員生活の安

全を期する爲め乾舷法フリポルトの實施と五十人以上乗組の汽船には必ず無線電信の設備を爲さしむる法律の制定を要求すべしと主張した。續いて水火夫等交々立つて海員生活の安全を保證すべしと説いて十時頃散會した。

大阪に於ける友愛會海員大會

九月二十四日午後七時より友愛會海員本部主催の海員大會を大阪北區西野田大正座に開催し、例の海員代表除外其他に就いて報告、要求等を力説した。

濱松市労働大會中止

十月初めより、静岡縣濱松市に於いて労働組合組織の必要を労働者自ら感ずるに至つて、日本樂器株式會社内に殆ど實現を見るに至り十五日、發會式を兼ねて労働者大會を開く事となつたが、十三日午後に至つて日本樂器會社内に於いて社長と、組合の主唱者の一部である佐々木、松井、小出、西澤等の職工が會見した時、言矯激に失したとの理由で松井、小出二氏は解雇されたので此運動は挫折してしまつたと云ふ。

労働聯盟會の宣傳

十月一日より労働團體約二十の聯合團體である大日本労働聯盟は全國に對して高野博士労働代表反對の氣勢を上げる事となつた。先づ十月一日は大阪公會堂で演說會を開く事となり聯盟理事長山口正憲（立憲労働黨）森谷吉藏（洋服組合）吉川芳郎（自由労働者組合）粕谷萬平（東京織工組合）等及び顧問辯護士坂梨森太郎、後援會理事竹堀源四郎等は二十七日東京出發大阪へ向つた。

友愛會婦人部主催婦人労働

大會

十月五日夜東京本所業平小學校で友愛會婦人部主催の婦人労働大會を開いた。田中孝子、山川菊榮、與謝野晶子、和田うめを、平塚雷鳥の諸氏等を主なる客として十餘名の婦人部會員交々立つて希望や抱負を論し、最後に田中孝子氏の八時間労働夜業禁止等に就いての所感談があつた。

大阪鐵工組合と堂前労働顧問

問

十月七日午後七時西區西九條北の町西榮館に大阪鐵工組合協議會が開かれて、組合として榊本労働代表の顧問として推薦された會員堂前孫三郎氏を承認して送る可きかどうかを協議した。同會理事長谷川柳太郎氏は可とする旨を論じたが大勢は大反對で約二百の出席者中數名を除く外否決を叫び友愛會員なども混じりて野次る等騒然たる内に九時半否決して散會、堂前氏は退會して顧問を承認し、組合では除名せよと論じた。尙堂前氏と共に東京の協議會に出席した阪本氏も反對らしき口吻を洩らした。

堂前氏の意見は次の如くである。

自分は未だ榊本氏に對して顧問受諾の通告を了して居ないけれども引受ける決意で來ました、大阪鐵工組合の決議は七日夜榊本氏の代表たる事とを默認するも我が組合より顧問を出すことには反對すと云ふことに極りました、併し自分の意見としては今回の華盛頓會議に日本の筋肉労働者を代表する者が一人も赴かないと云ふことは由々しい事だと思ひます、故に自分は萬難を排し世評に顧みず組合を脱退しても一行に加はり筋肉労働者の爲に發言することの必要を痛感しました、友愛、信友其他労働團體の反對意見に付ては未だ其真意を知りませんが要するに自分は筋肉労働者の爲に戦ふべく一身を

賭するだけの覺悟は極めて居ます。就ては自分が渡米後の行動を見て然る後に批判して戴きたいのです。

八日鐵工組合は堂前氏の脱會届をつき返して、除名處分として、阪本氏をして更に東上して辭退勸告を爲さしめたが遂に駄目だった。

大阪の労働代表反對全國労働大會

労働大會

十月八日夜六時より大阪天王寺公會堂で大日本労働聯盟主催、友愛會關西労働同盟後援で全國労働大會を開いた、代表者を送つた各團體は可成りに多數に上つた即ち

勞友會、立憲労働黨、日本労働組合、自由労働者組合、京都模範労働協會、友愛會、朝日橋人夫労働組合、大阪鐵工組合、日本労働協會、日本洋服工業組合、若松仲仕組合、大阪鐵工業工手組合、労働日報、其他

で大盛會であつた。そして次の如き決議を爲した。

本大會は労働者を無視したる協議會より選定されたる労働委員に反對す、

改造同盟と普通選舉

十月十日改造同盟會の人々は會合の上普通選舉に就

いて次の如く決議した、尙十四日東京神田青年會館に各政黨代議士と聯合して普通選舉大演說會を開く。

- 一、納税資格を撤廢する事
- 一、滿二十歳以上の男子は選舉權を有する事
- 一、滿二十五歳以上の男子は被選舉權を有する事

日本印刷工組合信友會の要求

求

十月十七日附で日本印刷職工組合信友會は東京市内百六十の印刷會社を始め大阪、京都、神戸、横濱、朝鮮など全國主要なる印刷會社に十月二十三日を回答期限とし左の要求を提出した。

- 一、一日八時間、一週四十八時間制(但し休息時間を含む)
- 一、婦女工幼年工に對する六時間制(休息時間を含む)
- 一、十一月より實行する事

其回答如何に依つては大々的運動を開始すると云ふので、當時既に築地、中屋兩活版所、三省堂印刷所等は賃銀値上と共に要求を受け秀英舎、三秀舎等は實施に内定してゐたと云ふ。又一方東京印刷同業組合では信友會を交渉團體と認めなかつた。理由は同會は僅少の會員を有するに過ぎない小團體であるからだとの事

其申込に對しては何等干與しないが、又回答もしないのであつた。十八日及二十日に各工場主の協議會を開いたが、結局小工場主の反對により未解決のまゝ放任するに決し信友會に對して『國際勞働會議終了迄諾否孰れ共回答し難し』と通知したので二十三日、信友會は神田松本亭に會して『福音印刷其他十工場が既に八時間を承認したに係らず今日の回答は誠意なし』と決議し再交渉を爲す事に決した。二十七八日頃より所謂信友會の大勞働爭議となり十數日間罷業を繼續し可成り徹底した罷業振りを天下に示したが力盡きて敗れ要求條項を留保する事となつた。資本家側も聯盟を作つて大いに戰つた。

海上勞働者の手當要求の運動

十月十八日大阪朝日新聞所載に依れば、神戸を中心とする日本郵船所屬下級船員に始まり更に大阪商船、東洋汽船等に及び轉じて横濱長崎等にも波及し茲に稍具體的な一致連結を得て海上勞働者待遇改善を大舉して要求すると云ふのであつたが。日本郵船の方では大

體成案が作られ近藤社長歸朝を待つて提出する模様であり、各船會社は秘かに緩和に盡力してゐた。大體の要求の主旨は次の如くである。

- (一)陸上海員と同等の待遇を與ふる事、
- (二)轉船の自由を許す事、
- (三)荷役期間を自由にする事、
- (四)船繰りの權を船員の自由に委ねる事、

荷役船繰りの自由要求は積荷の多い場合も少い時も制限された時間内に勞役する事は不合理である、我等は海上を年中渡り歩いて居る、せめて寄港の場合でも久しい間の海上生活から離れ度い、一日出帆を遅らしても或は場合により出帆を早めるも一任されたいと云ふので、之に對して日本郵船庶務課長は左の如く語つて居る。

噂は耳にしない事はないが事實だとすれば穩かならぬ筋道だと思ふ陸上海員も海上海員も今日は平等である。殊に荷役船繰りの自由要求の點は一般交通、貿易に恐ろしい影響を與ふる事である故充分彼等の反省を望んである。

郵船神戸支店長は云ふ。

商船學校出身者の青年同窓會の噂は聞いたが、今度の噂の中心は東京らしい。自分は何も知らぬ。

又大阪商船の文書課長は左の如く語つてゐる。

其話はまだ聞かない。商船會社には六千名の普通船員と千五百の上

級船員があるが生活上では陸上労働者などと比較にならないし、只若し八時間にするとなると人員を倍にしても足りないから大問題だしかし改良すべき小問題も少くないが要求等はまだ出ておない。

大阪普通選挙同盟會の方針

決定

十月二十日午後四時大阪普通選挙同盟會は中央公會堂に委員會を開いた。來會者は日野國明、森下龜太郎、内藤省吾、友愛會の加藤滋氏等約四十名で次の條項を決議した。同會は本年二月組織された者である。

- 一、普通選挙同盟會大會を開く事
- 二、大會開催の期日其他に就いては大會委員に一任の事
- 三、全國の目的を同じくする團體(友愛黎明會等)と協同運動の事

現内閣打破労働者大會

十月二十日、午後六時から東京神田青年會館で野口一雄、角田清彦、岩屋新三郎、竹村菊之助、高橋市之輔等種々の労働者を中心として、現内閣打破の大演説會を開いた。來會者千七八百名、辯士三十餘名、盛況であつた。現内閣不信任の決議文を可決して首相官邸に提出し、九時散會した。辯士の内に賣文社の關係者が居たとかで警官との間に一と騒動があつた。決議文

は次の如し。

資本家及特權階級の擁護にのみ汲々とし一般國民の生活を脅かす労働問題に對し何等理解なき現内閣の倒壊を期す。

松本市普通選挙期成同盟會

の演説會

十月二十五日午後七時より松本市公會堂にて松本普通選挙期成同盟會主催の普通選挙宣傳の大講演會を開いた。辯士は黒須龍太郎氏外數名。盛會。

大日本労働者革新親和會の

演説會

十月二十六日午後六時より東京深川東森下町深川小學校内に、大日本労働者革新親和會主催の労働問題講演會が開かれた。聴衆約二百名、會長澁澤倉庫人、夫木村儀文氏開會の辭を述べ、岡警視總監が續いて演壇に立ち「今日の労働問題の解決には未だ温情主義は捨てられぬ」と述べ、長瀬鳳輔氏は「世界改造」と題する講演をなし、渡邊海旭、松原知遠師等の講話あり、九時半散會。十二月三十一日午後五時より東京深川俱樂部で

忘年演說會を開いて木村氏外數名の演說があつた。聴衆約三百名で三時頃散會した。

原内閣彈劾労働者大演說會

十月二十八日午後六時より純労働者團と號する一派は東京麻布森元町寄席高砂亭にて第二回（第一回は十月二十日）原内閣彈劾労働者大演說會を開いた。土工吉川芳郎氏開會の辭を述べ、諸職工労働者等悉く警官の注意を食ひつゝ壇に立つた。終に原内閣彈劾の決議をして原首相官邸に之を齎し九時過散會した。

布哇邦人の労働運動

十月二十九日ホノルル發大阪朝日新聞發表の電報に依れば、

在布哇邦人労働者の増給運動各地に起りホノルル日本後援會組織され労働同盟組織の運動開始されたり

築地海軍造兵廠の二労働組合の争闘

十月末日、東京築地海軍造兵廠の工手卅餘名を幹部

労働運動

とする勞友會は當局者により停止を命せられた。同廠内には以前から勞友會と工手職工の組織する築地工人會とがあつて暗闘を續けてゐた。

大日本労働者教育會

十月三十一日東京小石川礫川小學校にて大日本労働者教育會の發會式が擧げられた、會員は約四百と號し小石川東京砲兵工廠の職工のみより成る。當日福原俊丸氏、内ヶ崎教授、堀内中將等の講演があつた。其綱領の大意は左の如くである。

國家發展の基礎は労働者教育の振興にあり、本會は之が爲め労働者の自治的に品性の陶冶、智識を啓發するの機關たらむとす。

新潟市労働問題講演會

十一月二日午後一時より新潟市改良座にて同市公友社主催の労働問題講演會が開かれた。聴衆約千餘、公友社長若井種二郎、吉野作造博士、福田徳三博士等の講演あり、午後四時散會、

革新會第二新運動

四七七

東京各新聞社従業員の組合團體は新聞罷業事件が一段落を告げると共に一先づ解散の止むなきに至つたが十一月月上旬更に第二期運動として各社の従業員から左の如く寄附金を醸出せしめ、八時間働勞要求中の印刷工の各團體へ寄附する事となつた。

報知(七十圓)やまと(二十一圓五十錢)中外商業(二十四圓)東京朝日(五十圓)國民(十四圓七十錢)東京毎日(七圓)都(十二圓)萬朝(五十圓)讀賣(三十一圓)東京日日(四十圓)帝國新報(五圓)大勢(五圓)時事、二六其他

全國仲仕業組合聯合會大會

十一月七日大阪中央公會堂にて第二回全國仲仕業組合聯合大會を開き、次の各項を議決して午後四時頃散會した。

- 一、國際労働問題に對する同業者の意見に就ては六名の委員附託
- 一、仲仕労働者救濟方法に就ては同業者より十萬圓位の寄附金を募集して資金を作る事、五名の委員附託
- 一、作業者の服裝一定の件は全部否決
- 一、夜荷役制限に關しては全廢説、夜十二時打切説等區々なりしが結局午後十時打切に決し、特別の場合の除外を認むる事
- 一、加入組合内に於て使役労働者が正當の理由なく同盟罷業を起したる場合は最も近距離所在の組合より作業者派出して援助するものとし、事件擴大したる時は全國組合相呼應して赴援する事、但し應援作業者は組合員各自常雇人夫數の二割以内を派出し之れに要

する旅費、勞銀等は被援助者に於いて其の實費を負擔する事、

友愛會主催労働者問題講演會

十一月八日、東京友愛會本部樓上で労働者問題講演會が開かれた。労働者側から多數の辯士現はれ、現内閣の不徹底な社會政策を攻撃し、議會上程の噂ある。床次内相の所謂縱斷的労働制に反對の叫びを擧げた。

著作組合と信友會罷業應援

十一月十四日東京神田明治會館で著作家組合臨時大會を開いて印刷組合信友會の罷業應援の演説を爲した辯士は堺枯川、馬場孤蝶、大庭柯公等である。其後長文の宣言書を發表して世人の同情を求めた。

(信友會の労働爭議参照)

日本労働組合の労働日と關東本部發會式

十一月十六日、東京芝増上寺前に本部を有する日本労働組合は此日を労働日と定め、市内各所に白標隊を

派して撒紙宣傳を行つた。午後増上寺本堂で關東本部發會式を舉行し北澤新次郎、清水慶大教授、鷺尾氏等の講演があつた。會員は關東丈で五千と號してゐた。

神戸の海員團體演說會

十一月十七日、神戸基督教青年會館に『日本海員聯合演說會』と云ふのが午後七時より開かれた。之は海員團體が今回合同して、合同事務所を神戸に設置する事となつたのを機として第一回の宣傳を開始したのである。友愛會海員部神戸支部長北野氏、海員ホームの鈴木氏、救濟會三和氏、友愛會海員部長濱田氏等交々辯を揮ふた。海員團體聯合の前提であつて、聯合の結果は會員三萬以上に及ぶべしと云ふはれたが。此の問題は中途より挫折して十二月友愛會海員支部は提携を拒んで陸上部との連絡を一層緊密ならしめんことに努力した。

神戸に普通選舉期成同盟會

十一月廿三日神戸新聞雜誌協會主催で日本劇場に普通選舉期成同盟會の發會紀念講演會あり十二月十日正式

の發會式を奥平野金佐樓に開き十二日相談役酒井浩洋氏を東京の全國普選大會に送り、十五日午前湊川新開地に時局政談大演說會を開いて主義宣傳に努力した。

大牟田地方の勞働組合熱

黒ダイヤの都、大牟田は三井の王國である。同地及附近には約三萬の勞働者がゐる。大浦、七浦、勝立、宮原、宮浦、萬田各炭坑の一萬七千九百餘及三井三池鑛業所附屬製作所の千六百五十餘名、人夫二百、四ツ山堅坑百九十八名、染料工場千六百二十六名、港務所千二百四十其他二千二百名、亞鉛工場一千四百餘、電化工場千三百四十、鐘ヶ淵紡績大牟田工場千五百九十八名で、十月下旬勝立炭坑夫は組合を組織したと傳へられ、製作所にも組合成立の議熟したと傳へられた。友愛會支部の設立に奔走する坑夫職工等多數あり、且十一月三十日青年改造聯盟の演說會の席上、勞働組合設立の動議に千數百の聽衆は熱心に賛意を表し、十二月七日第二回演說會に組合は成立せられなかつたが熱心に迎へられた、十二月六日鈴木友愛會理事長は支部發會式を擧げんとしたが三井側の常軌を逸した干涉の

爲め流會に終つた、しかし決して勞働者は組合設立の希望を捨てたとは考へられない。勞働爭議は秋以來頻繁に行はれ、常に過度に抑壓され切崩されてゐたのは人々の認むる處である。

北九州と友愛會の活動

本年七月頃迄に屢々友愛會は九州宣傳を行つた、しかし一向大なる收穫はない模様であつた。然るに同會七週年大會に於いて九州出張所開設の件、並に八週年大會を八幡に催す事を可決して以來本部では友愛會關西勞働同盟會長木村錠吉氏を出張所主任に内定して出張所藤岡文六氏を派して、各方面の交渉に當らしめ、十一月末鈴木會長は九州宣傳の途に上つた。先づ三十日午後一時より筑豊炭田の一中心地幸袋町に幸袋支部發會式を舉行し支部幹事長上瀧義翁氏開會の辭を述べ鈴木氏は二百餘の會員に握手を交し『産業立憲論』を述べた、來會者約五百、十二月同附近小竹町に小竹、新多聯合支部の發會式を擧げた。十二月二日は後藤寺町に後藤寺支部の發會式を擧げる筈であつたが資本案側の會場干涉にて中止となり、飯塚町の支部設立も頓挫し、

直に旅程を變じて大牟田市へ三日夜着、四日夜演說會を開催する事となつた。かくて四日朝鈴木氏は宮浦炭坑に入らんとしたが拒まれて果さず、加ふるに支部設立委員等が八幡方面へ出向いて行き違ひとなり、更に三井、各炭坑は坑夫の出入を一切禁じ、門に材木を打ち付け、鐵條を引き廻らしたりし、且内部に於いて友愛會員並に入會希望者に對し、極端なる壓迫を加へ解雇か退會かを迫つた、各關係工場職工に對しても概ね此の有様であつたので鈴木氏も大勢の非なるを知り旗を卷いて四日午後直ちに八幡に向つた。五日午後一時八幡旭座に、午後六時より八幡座に講演會を催し、數千の聽衆を引きつけ大景況であつた、殊に夜の演說會の如きは入場者溢れて入口に警官との衝突を惹起した程であつた。之に先立ち十二月四日夜、門司青年會館にも講演會を催した。友愛會八幡支部は一時約千名に上つたが其後は五百に満たなくなつた、小竹、後藤寺、幸袋方面は炭坑勞働者にて會員數不定の状態を免れない、大牟田には多少の會員あり、長崎三菱造船所にも可成りの會員を有する、尙福岡附近並に門司の仲仕中及び海員中にも會員を持つてゐる。然して九州の官

憲並に資本家の友愛會を恐るゝ事は殆ど想像以上にして各炭坑地の恐慌は稍々滑稽に近いものがあつた。九州日報の如きも一週間以上に涉つて初號見出し二段抜きで『友愛會の手』なる記事を掲げた位であつた。

憲政會と普通選舉運動

十月二十八日憲政會の有志者大竹貫一、岡部次郎、鈴木富士彌、横山勝太郎諸氏發起者となり普通選舉實施に關する協議會を開き左の事項に關して協議した。

- 一、納稅資格撤廢の件 現行選舉法第八條第三號を全然削除して年齢の制限及び特別の禁止原因に牴觸せざる限り國民全部に選舉權を與ふべきや或は『獨立の生計を營むもの』に制限を附すべきや是れ重要な論點なり。
 - 二、年齢の制限に關する件 現行選舉法は選舉人二十五歳被選舉人三十歳を表面とするも年齢の制限は之を低下するの必要なきや。
 - 三、現役中の軍人戦時召集中の者、學生、生徒、婦人に選舉權及び選舉權を與ふるの可否被
 - 四、神官、神職、僧侶其の他宗教師小學教員に選舉權を與ふるの可否、
 - 五、舉選區制に關する件 普通選舉を採用するに方り選舉區別（第九章）を如何にすべきやは最も重要な論點なり、
- 其後十一月十日同會有志者再び會合し種々討議の結果果左の如き申合せをなした。
- 一、普通選舉法案は納稅資格撤廢を主眼とし其他の條件は尙研究の

勞働運動

上決定する事、

- 二、來るべき第四十二議會に於て普通選舉法案の提出通過を請る爲め黨の内外に於て大勢を作る事に努力する事
- 三、府縣會議員郡會議員市町村會議員選舉に關しては右一項の旨趣に準じ改正する事

其後十一月二十五日憲政會有志者は左の申合せをなし之を翌二十六日の幹部に提出した。

- 第二、普通選舉問題の將來を案すれば誠に憂慮に堪へざるものあるのみならず第四十二議會開會の時期も切迫し居れるを以て此際幹部に於て成るべく速に態度を決定して我黨の向ふ所を明にせられたし。

之に對して幹部會は左の如き挨拶をした。

御提言の如く普通選舉問題は黨の消長にも關する重大案件なるを以て今尙は幹部の態度決定する迄に進行せざるも吾人の私見を披瀝せば諸君の御意見と餘り間隔なき状態にあり此問題の爲めに我黨に動搖を來たすが如き事あるは誠に遺憾に堪へざるを以て實は幹部に於ても去月來非常に苦慮し居れる次第なり今後協力一致調査攻究を遂げ諸君の御希望に副ふ様努力する考へなり。

尙此憲政會の態度に甚だ不安を抱きたるものか同會の中老組は左の如き提案を幹部に提出したと傳ふ。

（十一月下旬）

第一時機、何人と雖も理想として普通選舉に反對する者なし唯問題は來議會に提案すべきや時期尙早なりやに在り若し憲政會より本案を提出して否決せらるゝ場合には少くも形式に於て普通選舉に一決するの結果となるべし斯の如きは吾人の理想とする普通選舉を促進する所以にあらずして遲延せしむる事となるべし又之と反對

に普選論多數を制し又は多數を制せざるも院外の形勢高調せる爲め議會解散の下に總選舉を施行せる場合には恐らく現在の黨勢を維持する事不可能なるべし寺内内閣の下に行ひたる總選舉の結果は我黨の二百餘名が一擧にして百十六名に激減せるが如き結果を招來することなきを保せず現在に於ける日本國民の事大思想と例の鐵道、港灣、學校、道路開設等政府黨の利權問題の濫用とを考慮する時は我黨の將來は寒心に堪へざるものあり斯の如くにして我黨の收るゝが如き事あらんか普選論は結局國民の聲に非ずとの約書を爲す事となるべし。

第二、疑問 我黨は本年一月の大會に於て普選案を尙早なりと爲し二圖案を決議せるに至れるが爾來一箇年時代思想の急變せるものありとは云へ日本の狀況は果して普選案を實行して差支なき迄に進歩せりや否や甚だ疑問たらざるを得ず普選論は勿論東京大阪京都に於ける聲なるも同時に有識階級の要求たるに相違なきも國民殊に政治思想なき地方選舉人等は普選實行に依り自己の既得權を剝奪せらるゝものと思惟する者尠からざるべし斯く地方選舉區に於ける普選反對論あるにも拘らず多數代議士が飽迄普選論を提唱する迄に先覺者を以て任するや甚だ疑なき能はず。

第三、實行難 政友會内閣倒れたる曉に如何なる内閣が組織せらるべきや逆賭すべからざるも衆議院に立脚地を有する我黨が後に内閣を組織すべきを純理とすると同時に黨議を以て普選選舉を執行する以上他日政權を掌握したる時に之を實行せざるべからざる筋合なり然るに若し元老樞密院、貴族院方面に於て普選選舉を喜ばざるに於ては普選選舉を標榜せる我黨に政權を掌握せしめざるに努むるなるべく然れば元老、樞密院、貴族院方面に於て果して普選案を容認し居るや否やを黨議を以て決定する以前之を確むるを黨利上必要の事に屬す自下の處此等各方面に於て容認するや不明の状態に在るあり斯の如く論じ來れば先覺者として普選論を提唱するは必ずしも不可なきも種々なる方面より研究する時は普選問題はや言ふに易くして實行頗る困難なるものあれば頗る慎重考慮の

要あるべし。

此様にして憲政會内部には普選問題に關して甲乙二様の見解が潜在して居たが十二月二十日愈此問題に對して同會幹部の意見が發表された。此日は同會の政務調査會總會が開かれたので各幹部以下黨員五十餘名出席し、左の如き幹部提出の普選案に就て凝議した。

(一)納稅資格を撤廢する事(二)獨立の生計を營む二十五歳以上の男子にして六ヶ月以上居住するを條件とする事(三)一年居住説を改正して六ヶ月説採用(四)現住法通り小選舉區制を採用する事(四)本案の實施期は選舉名簿の決定せる翌日たる大正十年十二月二十一日以後に行はるゝ總選舉より施行する事

最初先づ四の施行期日の點に就て幹部と黨員との間に左の如く意見を交換し當日は之れを以て討議を中止した。

武富總務 普選選舉法案並に地方制度に關する法案は政治上の革新を促す最も重大なる案件なり特に普選選舉法案に就ては先決問題として地方制度の改善に依りて國民の訓練を爲し之に依りて普選選舉法を實施するを適當と信ず(二)又次回の總選舉より普選選舉を實施する上に於て大正九年十月迄に選舉名簿を調製する事は絶對に不可能とは言はざるも非常なる困難あり、要するに諸般準備の必要上大正十年十二月二十一日以後の總選舉より實施する事にしたる次第なるを以て諸君は何卒慎重審議を重ねられて適當なる決定を與へられん事を切望す。

野村嘉六氏 大正十年十二月二十一日以後に施行するの本案は解散なしとせば次期の其の次期の總選舉より實施する事となるべし斯

の如きは、大正十年四月二十五日行はるべき總選舉の實施を見越して、今日より改正案を提出するものにして、立法上の例としては甚だ當を缺くものにあらざるや、法律は必要に應じて起案するものなれば、大正十年四月に現行法を實施するものなる以上、夫れ迄は必要なき事に歸すべきにあらざるや、

武富總務 一應御尤の事なるも、特に提案するは吾人の理想たる普通選舉を促進せんが爲めなり。

野村嘉六氏 (一)立法は促進の機關にあらず、實行を本とするものなり、若し促進するのみが目的ならば、通常大會に於て宣言政策を發表せば可なり、(二)又今より六ヶ年間普通選舉を行はざる爲め遂に緊急なる日本國民をして惡化せしむる恐れなしとするや、

武富總務 次回の總選舉より實施すとせば、大正九年十月迄に選舉名簿を調製せざるべからざるが、議會の閉會後同月迄の間に果して名簿を調製し得べきや不可能の事とは、斷言せざるも甚だ困難なるものあると同時に、其間國民をして政治的訓練を爲すの必要あるに基くなり。

齋藤隆夫氏 余は大正九年十月迄に選舉名簿を調製せんとせば必ずしも困難にあらざるべしと信するなり。

大竹貫一君 余は普選案の趣旨貫徹の爲め、次回の總選舉より實施せん事を主張するものなり、選舉名簿調査に困難なりとの理由は余等の甚だ首肯せざる所なり。

小山松壽氏 我黨は普選案實行の前提として、果して労働組合法案を提出する方針なりや、又治安警察法第十七條を撤廢する考ありや如何。

武富總務 總説の如く労働組合法案は來議會に提出する考へなり、但し治安警察法問題に關しては他の專任總務より答辯するなるべし。

江木總務 治安警察法中煽運議惑云々は労働組合は公認せる以上之れが削除の必要あるも、暴行脅迫云々に付いては該法案を改正す

るの必要ありと信す。

次で二十二日更に前回に引續いての政務調査會の總會開かれ、幹部の原案に對し次の如く賛否兩様の意見あり、討論終結後採決の結果原案賛成三十七名、原案反對二十二名賛否を表明せぬ者五名となつた。

濱口總務 憲法附屬の法典にして國家の基礎を爲すべき重要な選舉法は我黨の主張とは合致せざりしと雖も、今春之が改正を経て未だ其實施を見ざる現行選舉法あり、然るに俄かに之が實施を遮ぎりて普選法を實施するが如きは不穩當なるのみならず將來に惡例を胎すものといふべし、然るに幹部の提案たる大正十年十二月二十一日以後の總選舉より普選法を實施するに於ては我黨の主張たる階級選舉制を撤廢したる改正市町村制によりて市町村會議の選舉を執行し以て普選法實施に對する修練積むを得べく、又普選法實施の前提として労働組合の公認其他労働問題の解決の要なるは勿論にして、是我黨が今期議會に労働問題に關する各法案を提出せんとする所以にして、是等労働問題の解決後に普選法を實施するを相當とす、又我國民教育は未だ以て立憲的國民の養成に不充分なるを以て義務教育年限を延長して立憲的國民の養成に努むると共に、我國民の政治思想涵養に努力する等普選實施の前提として各種の準備を要するを以て選舉法の實施期を大正十年十二月二十一日以後の總選舉より實施せんとする所以なり、要するに普選法實施にふ伴各種の障礙を除去すると共に之が完璧を期し併せて其効果を大ならしめんとするに外ならず。

降旗元太郎氏 非常の秋には非常の事を斷ぜざる可からず、今年一ヶ年間に於ける時勢の變遷は實に前古未曾有の太變化なり、此際に於て大正十年十二月二十一日以後と云ふが如き悠暢なる事を容さざるなり、明治大帝の大精神に則り、須らく次期の總選舉より普選法を

實施せざる可からず。

齋藤隆夫君 横山勝太郎君福田又一、三木武吉、岩佐善太郎、村松龜一郎の諸氏、我等の主張する次期總選舉より普選法を實施すると幹部案の實施期とは其間僅かに八ヶ月の差あるのみ僅々八ヶ月を以ては到底幹部の主張するが如き準備は覺束なし大正十年十二月二十一日より實施せんとするが如きは全然意義にして而も不徹底不條理なり宜しく次期總選舉より實施せざる可からず。

岡部次郎氏 黨内にも普選尙早論者あり交譲妥協の精神を以て進むに非らずんば到底吾人多年の主張たる普選問題を解決する能はず而して舉黨一致を以て提案するの要あるが故に予は急進論者なりと雖も一步譲りて幹部案に賛成を表す。

普選問題に對する憲政會の態度が此様に定まつた時東京に於ける普選期成同盟會の委員は憲政會の幹部を訪ねて憲政會の不徹底なる態度を難じ、二十五日左の如き決議を發表した。

普通選舉に對する憲政會幹部の態度は誠意なきものなり黨議若し幹部案の如く決せば即時吾人は憲政會を民衆の仇敵と認む、尙又二十五日には先きに政務調査會に於て幹部の原案に反對した憲政會の急進派の連中三十餘名會合の上次の如き申合せをなした。

申合

- 一、二十六日午後一時より開會すべき議員總會に於ては極力普通即時施行論を主張する事、
- 二、普通選舉期限大正十年十二月二十一日以後の總選舉より實施撤廢を幹部に交渉する事、

此申合せが成り立つたので六名の交渉委員は直ちに幹部を訪ふて次の如き要求を申入れた。

普選案に期限を附するが如きは普選案の趣旨徹底せざるを以て此際期限附幹部案を撤回し時々の要求に應ぜられん事を切望す幹部に於て飽迄撤回する能はずとせば本年中に本期議會に提案する心懸期せられたし吾々は明日の議員總會に於て意見のある所を十分主張する考へなるが吾々の主張破れ幹部案可決するも主義に關する重大問題なるを以て必ずしも黨議を尊重して該案提出に署名するを拒む者あるやも計られざる模様なれば篤と幹部の考慮を促さんとす

普選問題に對する憲政會内部の意嚮は略ぼ上述の如く進行したのであるが此様の狀況の下に十二月二十六日代議士總會が開かれた此問題に關する最後の決定を親る事となつた。

二十六日の代議士會は開會前から急進派と漸進派との間に互の緊張振りが見えた。開會に次で先づ論議に上つたのは同會の幹部案第八條にある獨立生計云々の問題である急進派は直ちに立つて。

獨立生計認定の程度如何及び之が名簿調製方法如何地租三圓の納税を爲して現行選舉法によりて選舉權を有するも獨立の生計者にあらざる者あり然るに獨立の生計なる條件を設くるに於ては是等三圓の納税者は既得權を剝奪せらるゝ結果を見るにあらずや、等の質問を發し之に對して幹部は

地租三圓以上の納税者は勿論獨立の生計者にして又獨立生計者の認定方法としては有價證券又は預金の有無並に其程度如何等一定の

財産状態によるは勿論にして又本人に獨立の生計者なることの届出を爲さしむるも可なるべく各種の方法を以て調査すれば明瞭なるべし又市町村制に於て公民権を認定するに獨立の生計を營む者とあり是既に三十年來實施し來れる所にして判決例もある事なれば獨立生計者の認定は容易にして其間疑義を扱むの餘地なるべし。

と答へて將に討論終結に入らんとした。此時二三の人から『普選案の決定を明春議會開會前迄延期せられたい』との注文で次で一時休憩の動議が成立した。此間幹部は形勢不穩と察して總裁を訪ふて懇談したが、總裁も決定延期説に賛成したので午後七時半再會と同時に片岡院内總務は左の意見を述べ、満場異議なく延期に決定した。

本案に對しては從來在京議員に於て相當研究を重ねたるも最近上京せられたる諸氏には尙充分意義の徹底せざる憾ある今日急遽之が決定を見らんとするは穩當を缺くを以て今後相當研究を重ねべき必要ありと認む然りと雖も時既に歲末に際し引續き之が是非を研究するの時機なれば來春迄黨議の決定を延期されては如何且つ次回開會の期日等は幹部に一任されたし。

全國普通選舉大會第一演說會

十二月十二日午後五時東京神田青年會館にて『社會改造の第一歩は選舉權の獲得から』の標語を掲げて全

勞働運動

國普通選舉大會を開かれた、辯士は各地の普選團體よりの代表者を含み今井嘉幸、黒須龍太郎、島田三郎、石川半山、松本君平、鈴木文治氏等相次いで熱辯を揮つた、聽衆中に刃傷沙汰めいた事もあつて一時混雜したりした。

宣言

今や世界改造の時運に際し人類全般の福祉を増進せんとするに方り因循姑息依然一部少數階級に政權を委ね何等大勢に順應する所なきが如きは實に帝國の前途を謬り國民の福祉を阻碍するもののみ吾人は此の不合理なる状態を打破し普選選舉を布き帝國議會をして國民の機關とし憲政有終の美を濟さしあんとす蓋し當今の急務、普選選舉實施より急なるを見ざればなり、

決議

一、吾人は第四十二帝國議會に普選選舉案を提出通過を期す。

東京市に普通選舉期成同盟會の同志大會

十二月十二日普通選舉期成同盟會で全國同志大會が開かれた。東京を始め各地から有志者二千名出席島田三郎今井嘉幸黒須龍太郎氏等の演說あつて後座長押川方義氏等から左の宣言書及決議を一同に附議した。

宣言

今や世界改造の時運に際し人類全般の福祉を増進せんとするに方り

四八五

因循姑息依然一部少数階級に政權を委ね何等大勢に順應する所なきが如きは實に帝國の前途を謬り全國民の福祉を阻害するもののみ吾人は此不合理なる状態を打破し普通選舉を布き帝國議會をして國民の機關とし憲政有樂の美を濟さしめんとす蓋し當今の急務普通選舉實施より念なるを見ざればなり。

決議

一、吾人は第四十二帝國議會に普通選舉案の提出通過を期す。

全國海陸仲仕組合公認を主

務省に陳情す

十二月十三日頃全國海陸仲仕組合の代表者等は東京に内務省及農務省等を訪問して聯合會を公認せられん事を陳情し、今回の國際労働會議に海陸仲仕同業者中よりも委員を選任せられん事を希望した、同會は本年六月大阪港海陸仲仕業組合横濱港人夫請負組合神戸仲仕業組合兵庫仲仕組合の聯合に依り全國海陸仲仕聯合組合を組織し其後若松、名古屋、長崎横須賀等主要港の同業者を網羅するに至つた、但し労働組合ではなく同業組合なるは元より明かである、

關西地方労働團體の普通選

舉運動

十二月十五日關西地方に於ける左記十餘團體の代表者五十餘名は大阪中央公會堂に會合して普通選舉期成の運動に關する協議を重ねた。

友愛會關西鐵工組合、大阪鐵工組合、日本労働組合關西本部、大阪府煉瓦積立工組合、向上會、關西電工従業員同盟會、和歌山労働共益會、友愛會海員部、神戸支部、鐵心會、帝國労働者組合、關西屋外労働誠友會、新進會、京都印友會、西陣織友會、友禪染工組合、日本労働協會、神戸曉明會等、

最初先づ名稱に就いて協議の結果普通選舉期成關西労働聯盟といふに決定し運動方法は次の如き方法を採り費用は各組合より組合員數に比例して持寄る事となつた。

演說會を開く事、示威運動を行ふ事、請願運動をなす事、代議士に對し膝詰談判を行ふ事、他地方に於ける運動の聲援をなすこと等を決議し實行委員は千名以上の組合から二名千名以下の組合から一名宛を選び細目は實行委員に一任す、

本聯盟最初の相談會に發起人として署名した人々は賀川豊彦、今井嘉幸の兩氏である。其後十八日及二十日兩日に相談會を催し、二十四日大阪中央公會堂に普通選要求労働者大演說會を開く各労働組合より數名宛の代表者出で、熱辯を振ひ會衆約千五百盛會であつた。次いで九年一月に京都神戸に行ひ二十四日の宣言決議は次の如くである。

宣言

金錢によらず因襲によらず、自由と自主に目醒めたる労働者は選挙権を要求す我等は人格者である人格者たる我等が選挙権を要求するは當然である。我等は生産者でないか人類の富み得るは我等によつてではないか。若富が唯一の政治の標準であるとすれば、我等は政治に參與すべき第一人者であらねばならぬ。然るに今日の選挙権は我等生産者に與へられずして所有者と消費者に與へらる。こは我等の堪へ得る所で無い。故に我等はかく宣言す『人格者たる生産者は須らく選挙権を獲得すべし』

決議

我等労働者は第四十二議會に於て普通選挙法案の通過を期す。

自由協會主催労働聯合大會

十二月十七日夜自由協會主催で労働聯合大會が開かれた。始め無産階級大會と云ふ名で官憲に届出でた時官憲から『名稱が穩かでないから労働大會としては如何と注意を加へたので主催者は前記の名に改めたのである。此日多數の警官が早くから警戒に出張して居たが、種々の演說中『中止』の命令が五回、巡查と辯士との活劇が一回あつた。尙同協會では同夜決議文を朗讀して之を聴衆一同に誦らんとしたが、之も同じく中止を命ぜられた。

労働運動

罷業の權利を認めずと警保

局長談る

十二月二十七日の東京朝日新聞紙上に川村警保局長の談として紹介した一文を掲ぐれば大様次の如くである。

外來思想の影響と生活不安の爲に本年は労働爭議が頗る多く起つたけれど概括的に見ると眞面目に總てを理解して自發的に罷業の手段に出たものよりも唯譯も無く模倣的に又は外部からの煽動が彼等を動かしたものが多かつたことは遺憾千萬である、之は日本に労働組合が無いためであるから成るべく早く之を組織せしめなければならぬ會社や企業家は速かに彼等の會社又は工場毎に労働團體を作らせて交渉機關となすべきで現に資本家側でも其の必要を感じて來た様である、斯くて労働者は必ずしも外譯の援助に俟たず彼等の意志を貫徹せしめ得る事とならう、政府は事情已むを得ず確固たる理由を具して自發的に起つた同盟罷業に對しては何等干渉しなかつたが第三者の煽動に依つて平地に波瀾を起し惹いては暴動を起したやうなものに對しては最も嚴重な取締方針を採つた例へば足尾釜石等の各礦山及び砲兵工廠の罷業の如きである次に其事業の性質が公共生活と密接な關係を有するものは公安保持の上から特に罷業防止の必要を認める我國でも此の點に於ては多少の考慮を費さなければならぬ、又今年も昨年と比較にならぬ程多數の罷業が行はれたけれども暴行は寧ろ減つた、之は多少彼等の自覺を證據立てるものと思ふ、又例の治安警察法第十七條の存廢論がなか／＼盛んであつたが要するに現政府の意圖は同盟罷業は本來違法行爲であるが單に法のみにて行かない、之が時代の大勢とでも云ふものか結局今日では『已むを得ざればストライキを行つてもよい』と云ふ處迄進んで來た、然し未だ同盟罷業は労働者の權利だとか合法的行爲だと云ふ譯には行かない『已むを得ざる事』として取ふには過ぎないのである。